

「三重の文化振興方針（仮称）」（中間案）に対する意見まとめ

（市町教育委員会等への意見照会）

No	該当場所	意見	市町
1	1ページ 1行目～4行目の引用	「文化芸術振興基本法」ではなく、「基本方針」からの引用ではないか。さらに、第2次方針において文化を捉えなおしている以上、1次方針にある「人間と人間の生活にかかわるすべてのこと」から、この方針が始まるのには違和感がある。	四日市市
2	1ページ 21行目 アイデンティティ	1ページ目のアイデンティティに意味が書いてなくて、2ページ目のアイデンティティに意味が書いてあるので、最初のほうに書いたほうがよいのではないだろうか。	明和町
3	5ページ 19行目 多様な文化活動を行う場として…	「地域の公民館」が市町の公民館を指すのであれば、四日市市では、公民館（地区市民センター）を多様な文化活動を行う場、成果を発表する場、他の文化に触れる場として位置づけてはいない。	四日市市
4	5ページ 31行目 アウトリーチ活動	「アウトリーチ活動」の意味が分かりにくい。	明和町
5	6ページ 12行目 企業メセナ	「企業メセナ」のメセナの意味が分かりにくい。	明和町
6	12ページ 27行目以降 文化振興拠点	「文化振興拠点」の中に市町の施設を含んでいるならば、その施設の目的、機能については市町によって定めており、地域性もある中で、県の一貫方針に従うものではない。	四日市市
7	13ページ 1行目 重点方針 15ページ 14行目 拠点づくりに求められる人材	文化振興拠点を人などソフト面から充実強化するとあるが、拠点の機能・運営方法により、人材のあり方も違いますが、市町の施設について、県の方針として指導するつもりなのか。市町の裁量の範囲だと思うが。	四日市市
8	16ページ 5行目 高齢者センターや…	地域の交流施設、高齢者センターや児童館を、文化振興の「身近な拠点」として誰にでも文化に接する権利を保障する場としているが、四日市市のそれらの施設は、それぞれ全く別の目的をもっている。四日市市の文化振興ビジョンや実施計画では、文化振興の拠点として高齢者センターや児童館を位置づけてはいない。P18の障がい者、外国人等のための支援センターなども同様である。 身近で文化に接する権利の保障という観点からは、津市ばかりしかなく、津市以外の市町で芸術鑑賞機会を作るだけでなく、市町のホールを使って、県民に均等に鑑賞機会を提供することを、県の事業として企画開催してはどうか。	四日市市
9	20ページ 1行目 県の「文化と知的探求の拠点」づくり	新しい施設の建設計画のある中では、博物館や、美術館、生涯学習センターなどの県の施設について、利用者の住所分布はどうなっているのか。それぞれの施設のミッションによるが、津周辺に集中していることも考えるべきではないのか。	四日市市
10	23ページ 25行目 ～アウトリーチ活動の強化～	津市周辺で行うもの以外はすべてアウトリーチ活動と位置づけるのか。県が開催する総文で主体となって開催する事業のように、市町の施設を利用して県が主体的に事業開催することはないのか。	四日市市
11	29ページ 4行目 プラットフォーム	「プラットフォーム」の意味が分かりにくい。	明和町

No	該当場所	意見	市町
12	全般	県の「地方分権推進方針」にも補完性の原理に、連絡調整的役割は市町の自主性・自立性を最大限尊重し、補完的役割は最小限に留めるとある。今回中間案の文化振興方針の中で、地方分権推進方針については、どう考えられているのか。市には市の、文化振興ビジョン、計画があり市民とともに文化振興を進めており、県の文化振興方針や、計画の中で市町の計画と辻褃が合わないもの、合わない中で市町に役割を担わせるものとならないようお願いしたい。	四日市市
13	全般	県で文化振興方針を策定するに当たっては、地方分権推進の中での県の方針として明確にしていきたい。何が必要かの記載はあるが、それを県としてどうするかの方針が明らかにされていない。三重県の文化振興の目指すもの、あるべき姿、県の役割、市町の補完・連絡調整をどうしていくのか。また、日帰りで県庁所在地である津までいけない市町のある三重県で、当然地域特性もかなり違い、文化振興についてのそれぞれの市町のビジョンも違うはずである。それを知ってもらった上で、ひとつ大きな県という枠で見て、それぞれの市町の文化振興の補完となる事業を、(市町にこれをやりなさいというのではなく)県が行う事業として進めていただきたい。	四日市市
14	全般	文化芸術振興基本法を補完するような内容が明記されていれば、良いと思います。	亀山市
15	全般	県の施設だけでなく、市町の文化施設の指定管理者が実施する自主事業(市民参加型やアウトリーチ等)についても、県の支援(人的支援、ノウハウの伝授、補助金等)が受けられるような条例等の整備を考慮していただければ、大変ありがたく思います。	亀山市